

(令和5年4月1日～5月7日分)

## 入院医療機関設備整備事業について

令和5年6月5日  
地域医療連携課

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療機器の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

### 2 補助対象事業者及び補助条件

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関

### 3 対象となる経費と設備

令和5年4月1日以降に生じた経費であり、5月7日までに納品・設置が完了するものに限ります。(補助率10/10)

- (1)新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費(上限額:1床当たり 133,000円)
- (2)人工呼吸器及び付帯する備品(上限額:1台当たり 5,000,000円)
- (3)個人防護具(上限額:1人当たり 3,600円)
- (4)簡易陰圧装置(上限額:1床当たり 4,320,000円)
- (5)簡易ベッド(1台あたり 51,400円)
- (6)体外式膜型人工肺及び付帯する備品(1台あたり 21,000,000円)
- (7)簡易病室及び付帯する備品(実費相当額)

※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易的な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいいます。

### 4 補助金の額

基準額(上記3(1)～(7))と対象経費の実支出額を比較して少ない方の金額を補助します。

## 5 補助金交付までの流れと申請書類

主体	内容	提出書類	申請期限
① 医療機関	県へ交付申請書の提出	<p>(申請様式EXCELシートに入力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書(第1号様式)</li> <li>・所要額調書(別紙2-1)</li> <li>・事業計画書(別紙2-2)</li> <li>・歳入歳出予算書抄本</li> <li>・購入予定物品一覧</li> <li>・個人防護具積算</li> <li>・整備理由書(各設備を複数整備する場合、過去に整備した設備を追加整備する場合)</li> <li>・理由書(1,000万円以上の設備等をリースでなく購入する場合)</li> </ul> <p>(上記と別に添付が必要な書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書の写し等</li> </ul>	令和5年9月30日(厳守)
② 県庁	医療機関へ交付決定通知書を送付		
③ 医療機関	事業完了後、県へ実績報告書の提出	<p>(申請様式EXCELシートに入力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書(第5号様式)</li> <li>・所要額精算書(別紙2-3)</li> <li>・実績報告書(別紙2-4)</li> <li>・歳入歳出決算書抄本</li> <li>・購入物品一覧</li> <li>・個人防護具積算</li> </ul> <p>(上記と別に添付が必要な書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品書等(内訳及び金額がわかるもの)</li> <li>・設備整備後の写真</li> </ul>	事業完了後30日以内又は10月31日までのいずれか早い日 (例:令和5年8月7日に事業完了した場合は9月6日)
④ 県庁	県より補助金交付額確定通知を送付		
⑤ 医療機関	県へ請求書の提出	<p>(申請様式EXCELシートに入力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付請求書(第6号様式)</li> </ul> <p>(上記と別に添付が必要な書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関等振込先通帳の写し</li> </ul>	補助金交付額確定通知の受領後速やかに
⑥ 県庁	補助金の交付		

※交付決定後に①補助事業の内容に著しい変更がある場合、②補助対象経費に30%を超える変更がある場合、実績報告書提出の前に変更承認申請書(第2号様式)を関係書類とともに県へ提出し、承認を受ける必要があります。

※また、事業を中止する場合は、中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を提出してください。

※補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告する必要があります。(第7号様式)

※補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を県に返還することになります。

## 6 申請方法

奈良県電子自治体共同運営システム電子サービス(e-古都なら)により申請をお願いします。

URL: [https://apply.e-tumo.jp/pref-nara-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=31818](https://apply.e-tumo.jp/pref-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=31818)

## 7 その他

補助事業の実施により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することはできませんので、ご注意ください。

また、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。

## 8 問い合わせ先

**(お問い合わせの前に、申請にあたっての注意事項・Q&Aをご確認ください。)**

奈良県地域医療連携課新型コロナ医療対策係 TEL:0742-27-8801

令和5年6月5日作成